地域密着型特別養護老人ホームいぶきの里
（指定地域密着型介護老人福祉施設）運営規程

第１章　事業の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人栃木老人ホーム（以下「事業者」という。）が設置する地域密着型特別養護老人ホームいぶきの里（以下「当施設」という。）において実施する指定地域密着型介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定地域密着型介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　当施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて、入居者が相互に社会関係を築くとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

２　当施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するよう努めるものとする。

３　当施設は、集団ケアではなく、個別ケアを目指す中で、ユニットごとに画一的ではなく、担当職員によっても異なる雰囲気が生まれ、相互が密接に影響しあう環境づくりに努めるものとする。

４　当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

５　当施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　当施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法(平成９年法律第１２３号。以下「法」という。)第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第２章　施設の名称、所在地及び定員

（施設の名称等）

第３条　当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名　称　地域密着型特別養護老人ホームいぶきの里

(2)　所在地　栃木県栃木市吹上町７７７番地１

（利用定員等）

第４条　当施設の定員は２９名とする。当施設は、入所定員及び居室の定員を超えた入所はしないものとする。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

２　ユニット数及びユニットごとの定員は次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　ユニット数　　３ユニット

(2)　ユニットごとの入所定員

さくらユニット	１０名
すみれユニット	１０名
あじさいユニット	９名

第３章　職員の職種、員数及び職務内容等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　当施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)　施設長　１人

当施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

(2)　医師　１人以上(非常勤)

入居者の健康管理及び療養上の指導を行う。

(3)　生活相談員　１人以上

入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。

(4)　介護職員　１０人以上(常勤換算)

入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(5)　看護職員（看護師又は准看護師）　１人以上(常勤換算)

入居者の保健衛生管理及び看護業務を行う。

(6)　管理栄養士又は栄養士　１人以上

食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行う。

(7)　機能訓練指導員　１人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(8)　介護支援専門員　１人以上

地域密着型施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

(9)　事務員　１人以上

施設の庶務及び会計事務を行う。

(10)　調理員　１人以上

調理業務を行う。

２　前項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の職員を置く。

（勤務体制の確保等）

第６条　当施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定める。

２　入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供は、当施設の職員によって行う。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　当施設は、職員の資質向上のための研修の機会を設ける。その際、当施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、採用時研修を採用後３か月以内に実施するものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

４　当施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関

係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第４章　入居者に対するサービスの内容及び利用料等

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

第７条　当施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容）

第８条　施設で行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1)　地域密着型施設サービス計画の作成
(2)　介護
(3)　食事
(4)　相談及び援助
(5)　社会生活上の便宜の提供等
(6)　機能訓練
(7)　栄養管理
(8)　口腔衛生の管理
(9)　健康管理

（利用料等）

第９条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、その指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、同条第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得

た額の支払いを受けるものとする。

2　当施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3　当施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

(1)　食事の提供に要する費用

朝４９０円　昼６２０円　おやつ８０円　夕５２０円

(2)　居住に要する費用　２，０６６円／日

(3)　特別な食事の提供に要する費用　実費

(4)　理美容代　実費

(5)　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収する。

4　前項第１号及び第２号については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者に当たっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

5　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、あらかじめ入居者又はその家族に対して、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び費用について文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第１０条　当施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付するものとする。

（受給資格等の確認）

第１１条　当施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者

資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

（要介護認定に係る援助）

第１２条　当施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

２　当施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

（サービス提供困難時の対応）

第１３条　当施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

（入退所）

第１４条　当施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。

２　当施設は、入所申込者の数が入所定員から入居者の数を差し引いた数を超える場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めるものとする。

３　当施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

４　当施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議し、定期的に検討するものとする。

５　当施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅に

おいて日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

6　当施設は、入居者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（サービスの提供の記録）

第１５条　当施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

2　当施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するものとする。

第５章　施設の利用に当たっての留意事項

（利用に当たっての留意事項）

第１６条　入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

2　入居者は、当施設で次の行為をしてはならない。

(1)　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

(2)　けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。

(3)　当施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

(4)　指定した場所以外で火気を用いること。

(5)　故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(6)　喫煙すること。

(7)　飲酒すること。

第６章　緊急時等における対応方法

（緊急時等における対応方法）

第１７条　当施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護提供を行っているときに、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じた

ときは、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、当施設が定めた配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法によって速やかに対応するものとする。

２　当施設は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第１８条　当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものする。

(1)　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2)　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3)　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4)　職員に対し、事故発生防止のための研修を定期的に実施すること。

(5)　前４号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

２　当施設は、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

４　当施設は、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

ただし、当施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。

第７章　非常災害対策

（非常災害対策）

第１９条　当施設は、非常災害時において入居者の安全第一を優先し、迅速

適切な対応に努めるものとする。

2　当施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3　当施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第２０条　当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第８章　虐待の防止のための措置に関する事項

（虐待防止に関する事項）

第２１条　当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1)　当施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。

(2)　当施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3)　当施設において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4)　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2　当施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護提供中に、又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等）

第２２条　当施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

２　当施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。なお、当該記録は５年間保存するものとする。

３　当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3)　介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第９章　その他施設の運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第２３条　当施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

２　当施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じるものとする。

(1)　当施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2)　当施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)　当施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の

防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うものとする。

（秘密保持等）

第２４条　職員は、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持するものとする。

２　当施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

３　当施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者又は代理人の同意を得るものとする。

（苦情対応）

第２５条　当施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口及び第三者委員を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

２　当施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

３　当施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　当施設は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

５　当施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会

からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6　当施設は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

（地域との連携等）

第２６条　当施設は、運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2　当施設はその運営に当たっては提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する入居者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

（協力医療機関等）

第２７条　当施設は、入居者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定め、次の各号に掲げる体制を構築するものとする。

(1)　入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2)　当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3)　入居者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2　当施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出ることとする。

3　当施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

4　当施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において

は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

５　当施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとする。

６　当施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めるものとする。

（記録の整備）

第２８条　当施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

２　当施設は、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

（掲示）

第２９条　当施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示するものとする。

２　当施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

（ハラスメント対策）

第３０条　当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメントの防止に関する方針の明確化その他必要な措置を講じるものとする。

（カスタマーハラスメント対策）

第３１条　当施設は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上許容される範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な支援を継続的に提供するため、組織として必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第３２条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、入居者及び代理人の意向を伺いながら、施設長と事業者との協議に基づいて定めるものとする。

２　前項の規定に関わらず、規程の改廃については、理事会の決議に基づいて行うものとする。

附　則

１　この規程は、令和７年３月１日から施行する。

２　特別養護老人ホームいぶきの里（指定介護老人福祉施設）運営規程は廃止する。

３　この規程は、令和８年４月１日から適用する。

４　この規程は、令和８年１０月１日から適用する。